

# 特定小売供給約款以外の供給条件

九州北部地区大雨に関する特別措置

平成29年7月10日 実施

九州電力株式会社

平成 29 年 7 月 10 日 20170710 資第 4 号 認可

この特定小売供給約款以外の供給条件は、電気事業法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法第21条第1項ただし書の規定により特定小売供給約款以外の供給条件として認可を受けたものであります。

## 料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

平成29年7月5日からの大雨により、当社供給区域内のお客さまが被災し、福岡県朝倉市・朝倉郡東峰村・田川郡添田町および大分県日田市・中津市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する地域において被災されたお客さまから申出があった場合には、この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」という。）を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの平成29年6月（支払期日が7月5日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。

（実施期間満了日：平成29年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：平成30年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成30年1月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：平成30年1月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと

4. 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行った場合で、その申込みが平成30年1月末日までに行われたときは、その臨時工事費を免除する。

(実施期間満了日：平成30年1月末日)

5. 従量電灯C，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧電力，臨時電力，農事用電力の被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、平成30年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日：平成30年1月末日)

6. 被災されたお客さまが被災後、引込線，計量器，その付属装置，区分装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが平成30年1月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(実施期間満了日：平成30年1月末日)

附

則

## 附

## 則

1. 本供給条件実施の際現に特定小売供給約款以外の供給条件（平成29年7月6日付け20170706資第4号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
2. 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。